

NTCIR-3(NTCIR-4) WEB 文書データ使用許諾に関する覚書  
(研究目的使用)

国立情報学研究所(以下「甲」という)と \_\_\_\_\_(以下「乙」という)は、NTCIR ワークショップ 3(ワークショップ 4)の成果物として甲が提供する「NTCIR-3(NTCIR-4) WEB 文書データ」に関して、以下の通りの覚書を結ぶこととする。

第一条 (データの内容)

1. 「NTCIR-3 (NTCIR-4) WEB 文書データ」(以下「文書データ」という)とは、甲が、主に JP ドメインの Web 上で提供されるデータを平成 13 年 8 月から 11 月までに収集し、タグを付与したテキストデータのことである。

第二条 (使用許諾)

甲は乙に対して「文書データ」の使用を許諾する。

第三条 (権利の帰属)

1. 「文書データ」を構成する Web ページデータに関する著作権法上の権利は、各 Web ページの作成者もしくは作成者により権利を委譲された者に帰属する。「文書データ」における選択、配置、編集に関する全ての著作権法上の権利は、甲に帰属する。
2. 乙が、「文書データ」を使用して開発した技術、システム等に関連する知的所有権は乙に帰属する。

第四条 (使用許諾の範囲)

1. 乙は、「文書データ」を研究目的にのみ使用できるものとする。
2. 乙は、「文書データ」およびその全体または一部を複製したもの、あるいは、それらを復元することができるデータを第三者に対して、売買、貸与、刊行、配布してはならない。配布には送信可能化を含む。

第五条 (提供の方法)

1. 甲は、インターネットによるダウンロード、または DVD-R、ハードディスクドライブなど技術的に妥当な記録メディア(以下「メディア」という)により「文書データ」を乙に提供する。
2. 配布をメディアによる場合、乙は速やかに、乙が用意した計算機等に「文書データ」を格納し、メディアを甲に返却するものとする。

第六条 (利用者の範囲)

1. 「文書データ」の利用者の範囲は、乙本人または乙と同一組織に所属し直接共同して研究する者、ならびに乙が直接指導する大学院生等に限定されるものとする。
2. 乙は、利用者の名簿を管理し、甲から求めがあった場合は、遅滞なく、これを甲に提出するものとする。

第七条 (知見の発表)

1. 乙は、本覚書に違反しない範囲において、「文書データ」を使用して得られた知見に関する研究発表を行うことができる。
2. 乙は、研究発表において、自己の研究を記述するために必要な場合に限り、「文書データ」に含まれるデータの一部を引用することができる。その際、引用する部分の著作権を侵害してはならない。
3. 乙は、発表論文に、甲が指定する文面により、「文書データ」を使用したことを明記するものとする。
4. 乙は、発表論文の書誌事項(掲載資料名、巻号ページ、出版者、発表年月日等)とともに発表論文の別刷りまたはコピーを一部、甲に提出するものとする。
5. 乙は、「文書データ」を利用して得られたデータまたは処理プログラムの公開を行おうとする場合は、事前に甲と協議するものとする。
6. 乙は、「文書データ」を用いた評価結果を商品の広告、宣伝などの営利目的、および誹謗・中傷に用いてはならない。

第八条（覚書の有効期限）

1. 本覚書の有効期限は覚書締結日より当該年度の末日までとする。期間満了日の一ヶ月前までに、甲、乙いずれかの書面による異議の申し出がない場合には、自動的に更新し、有効期間を次年度の一年間とする。以後も同様とする。
2. 本覚書の有効期限終了後は、乙はすべての計算機およびメディアから「文書データ」を速やかに消去しなければならない。
3. 乙の属する組織または乙の所属に変更が生じた場合は、遅滞なくこれを甲に報告し、必要があれば覚書の取り交わしを改めて行うこととする。

第九条（報告書の提出）

乙は、有効期限満了日の一ヶ月前までに、当該年度の「文書データ」を使用した研究活動に関する報告書を甲へ提出するものとする。

第十条（データの使用中止）

1. 乙は、覚書に違反する使用が認められた場合、甲の申し入れにより、直ちに「文書データ」の使用を中断し、「文書データ」およびこれを加工して得られたデータの全てを速やかに消去しなければならない。
2. 「文書データ」を構成する Web ページデータの著作権所有者からデータの使用中止の要請があった場合、乙は、甲の申し入れにより、該当するデータを速やかに消去しなければならない。

第十一条（免責事項）

甲は、理由の如何を問わず、乙が「文書データ」を使用したことで生じた不利益については、一切の責任を負わないものとする。

第十二条（管轄裁判所）

本覚書に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

第十三条（定めなき事項）

本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙は誠意を持って協議し、問題を解決するものとする。

以上、本覚書の成立の証として本書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保管する。

平成 年 月 日

(甲) 東京都千代田区一ツ橋 2-1-2 (学術総合センタービル内)

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構

国立情報学研究所

NTCIR プロジェクト プロジェクトリーダー

教授 神門典子

(乙) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_